

夕張市告示第53号

次のとおり総合評価一般競争入札を実施する。

平成22年8月30日

北海道夕張市長 藤 倉 肇

1 入札に付する事項

事業名 夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業

事業場所 旭町浄水場建設予定地：夕張市旭町83番地

清水沢浄水場建設予定地：夕張市清水沢国有地

その他場外系機械・電気計装施設：夕張市内一円

事業方式

夕張市（以下「市」という。）が、旭町浄水場・清水沢浄水場及び場外系機械・電気計装施設の設計、工事及び維持管理をPFI方式で実施する。

事業期間

① 設計及び工事期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで

② 維持管理期間 平成23年4月1日から平成43年3月31日まで

2 入札参加に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。
- ③ 応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、膜ろ過装置製造企業、本施設の工事を行う企業（プラント設備企業及び工事企業）並びに本施設の維持管理業務を行う企業（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。なお、SPC（維持管理業務を実施するための特別目的会社）への出資のみを行う企業も構成員となることができるが、代表企業にはなれない。
- ④ 応募グループは、入札参加表明書により、代表企業及びその他の構成員の企業名及び携わる業務について明らかにし、併せて入札参加資格確認申請書を提出するものとする。
- ⑤ 代表企業の変更は、認めない。
- ⑥ 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成員の変更は、原則として認めない。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- ⑦ 応募企業及び応募グループの構成員は、他の応募企業及び応募グループの構成員となることはできない。

⑧ 膜ろ過装置製造企業及び本施設の工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で共同企業体（以下「建設 J V」という。）を結成するものとする。ただし、(3) 上記②に定める要件を 1 社で満たす場合は建設 J Vを結成する必要はない。

⑨ 構成員全てが S P Cに出資するものとする。

(2) 共通の資格要件

① 「夕張市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続きの決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。ただし、再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

④ 入札参加資格確認基準日において、国税、道税及び市税に未納の税額がある者は構成員となることができない。

⑤ 本事業の事業者選定支援業務受託者(株式会社日水コン)、受託者の関連会社(受託者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等)及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。

本事業にかかる市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。

・弁護士法人 神戸法律事務所

⑥ 本事業の審査委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。

(3) 各企業の資格要件

入札参加者は、本施設の設計、工事及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の①から③の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。

① 設計企業（グループを含む）

ア 設計企業は、夕張市契約規則第2条による平成21・22年度の設計等入札参加資格を有していること。

イ 建築設計及び工事監理を担当する企業は、前項アの「建築設計」の入札参加資格を有し、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

ウ 浄水場設計を担当する企業は、前項アの「土木設計」の入札参加資格を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第5条の規定による登録簿の「上水道及び工業用水道部門」に登録されている者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（上下水道部門の「上水道及び工業用水道」）が1名以上在籍していること。

エ 浄水場設計を担当する企業は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場（公称能力3,000m³/日以上）の設計業務の履行実績を有すること。

② 建設JV

ア 膜ろ過装置製造企業は、財団法人水道技術研究センターの膜ろ過装置の技術認定を有すること。

イ プラント設備企業（機械）は、国内において、日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の設置実績があること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、工事企業は土木一式工事及び建築一式工事、プラント設備企業（機械）は機械器具設置工事及び水道施設工事、プラント設備企業（電気）は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。

また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

エ 平成22年度競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。ただし、本事業については、一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。

オ 入札参加資格確認基準日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が建築一式工事について1,000点以上、土木一式工事について1,000点以上、機械器具設置工事について1,000点以上、水道施設工事について1,000点以上及び電気工事について1,000点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

③ 維持管理企業

ア 国内において、日量3,000m³以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の運転管理実績を有すること。また、入札参加資格確認基準日において、1年以上の運転管理実績を有すること。

イ 水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者が1名以上在籍すること。また、受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し、常勤すること。

3 入札説明書等の公表

本事業に係る入札説明書等を次のとおり公表する。

(1) 公表

入札公告の日

(2) 公表場所

- ・市役所前掲示場
- ・夕張市役所3階 閲覧コーナー
- ・市建設課上下水道グループホームページ

<http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/suido/index.html>

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、上記「2 入札参加に必要な資格」に掲げる条件等を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書を提出すること。詳細は入札説明書に示す。

(1) 提出部数

入札説明書に定める書類をまとめて1部提出すること。

(2) 提出方法

下記「1.4 (1) 問い合わせ先」に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

(3) 受付期間

平成22年10月5日（火）17時までとする。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、平成22年10月12日（火）に書面により通知する。

5 入札説明会及び現地見学会

入札説明書に示すとおり。

6 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

入札説明書等に関する質問の受付と回答の公表を行う。詳細は入札説明書に示す。

7 入札書類の提出

上記「4 (4) 入札参加資格の確認結果の通知」において、入札参加の資格がある旨の通知を受けた入札参加者は、入札に参加することができる。

(1) 提出書類と部数

詳細は入札説明書に示す。

(2) 提出方法

下記「14（1）問い合わせ先」に持参又は郵送（書留）による。

(3) 受付期間

ア 持参による場合

平成22年11月26日（金）17時までに下記「14（1）問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「14（1）問合せ先」に、平成22年11月26日（金）17時必着で提出のこと。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① 入札参加資格のないものが入札したとき
- ② 入札時の提出書類が所定の日時までに到着しないとき
- ③ 入札参加者が2通以上の入札をしたとき
- ④ 入札書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ⑤ 入札書記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
- ⑥ 連合その他不正の行為があったと認められるとき
- ⑦ その他入札の条件に違反したとき

9 落札者の決定

(1) 入札書類に関するヒアリングの実施

市は提案内容確認のために必要と判断した場合に、入札参加者に対してヒアリングを実施する。詳細は入札説明書に示す。

(2) 評価の基準

入札書類の評価の基準は、PFI事業者選定基準に示すとおりである。

(3) 審査委員会の設置

提案内容の評価は、「夕張市上水道PFI事業審査委員会」（以下、「委員会」という。）において行い、市は、委員会の審査結果を受けて落札者を決定する。

市は、委員会における審査結果を取りまとめて、落札者の決定の通知後速やかに公表する。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

11 契約保証金

SPCは1年間の事業契約金額の100分10以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として市に納める。なお、契約保証金の詳細は各契約書及び市の契約規則による。

12 予定価格（入札書比較価格）

金 4,857,140,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

13 最低制限価格

金 3,400,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

1.4 その他

(1) 問い合わせ先

夕張市建設課上下水道グループ

所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

電話 0123-52-3152

FAX 0123-52-2583

電子メール ybrpfi@city.yubari.lg.jp

(2) 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市建設課上下水道グループのホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては代表者に宛てて各々通知する。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その入札は無効とする。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、本市に帰属しないが、公表、展示、その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市はこれを無償で利用できるものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

(6) 入札後の異議の申立て

入札参加者は、入札書類の提出後において、入札説明書等や現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の取りやめ等

不正行為により入札を公正に行うことができないと認められるときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

(8) その他

詳細は入札説明書等による。